

常任委員会 特別委員会の動き

東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて 市民参加の機会を創出

子ども文教

子ども文教常任委員会は、12月9日に開催され、陳情3件を審査した。その結果、陳情は2件が趣旨了承、1件が趣旨不了承と決定した。また、①第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画等の素案②東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等——以上2件について報告を受けた。

子ども文教常任委員会は、オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、気運の盛り上げと市民参加に向け取り組んでおり、これまでの主な取組状況を報告した。また、今後の事業予定等を報告する。

まず、これまでの主な取組については、海外セーリングチームとの交流事業として、セーリング選手向けにトレーニングをサポートするためのプログラムを実施した。本事業は本市独自の取り組みであり、プログラムへの登録により、秩父宮記念体育館や八公公園の利用を可能としたほか、

13言語に対応可能な翻訳機を設置するなど、海外チームのバックアップを行った。このようなサポート活動を通じ、海外チームと市民との交流の機会を多く設けることができ、令和元年度に6カ国の海外チームと、市内の小中学校、高等学校の児童・生徒との交流が実現した。

また、日本文化によるおもてなしとして、ワールドカップシリーズの開会式及びウェルカムフェスティバルに合わせ、文化関連団体や技能職団体等の協力のもとで、文化体験などのブースを出展し、多くの海外チームの方に参加いただくことができた。

これらの交流イベントや海外選手等への文化体験のおもてなしについては、その模様を収録した映像を制作している。次に、今後の事業予定については、まず、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会との開催により、大会期間中、競技会場外でも大型スクリーンによる迫力ある競技中継等を通じ、競技観戦を楽しみ、誰もが大会の感動と興奮を共有できる場を提供する。場所は市役所本庁舎において、オリンピック・パラリンピック競技が開催される全日程の実施を予定している。

また、事前キャンプの受け入れについて、元々9月9日に、ポルトガルパラリンピック委員会、神奈川県建設経済常任委員会は、12月5日に開催され、議案5件、陳情1件を審査した。その結果、議案は全て可決すべきもの、陳情は趣旨不了承と決定した。

また、①企業立地等支援施策の見直し(案)②市営住宅における保証人の取扱い(案)③藤沢市下水道事業経営戦略(案)——以上3件について報告を受けた。

本市では、市営住宅条例第13条において、市営住宅入居手続き等の中で保証人1人が必要と規定している。しかし、平成29年5月に成立した民法の一部を改正する法律により、保証人に関する規定の改正が行われた。これまでは、建物の貸借契約に係る保証人など、個人根保証契約を締結する場合、保証する額に制限がなかったが、令和2年4月1日以降は、保証人が支払いの責任を負う金額の上限となる極度額の設定が必要となった。

このほか、市民参加の拡充に向けて、より多くの方にオリンピック・パラリンピックにかかわっていただくため、大会の開催に向けた取り組みを進める中で、機会の創出に努めている。



海外セーリングチームとの交流事業の様子

会計年度任用職員制度 施行に向けた準備状況を報告

総務

総務常任委員会は、12月10日と20日に開催された。12月10日の委員会では、議案2件、請願1件、陳情1件を審査した。その結果、議案は全て可決すべきもの、請願は不採択とすべきもの、陳情は趣旨了承と決定した。

また、会計年度任用職員制度施行に向けた準備状況について報告を受けた。

議案は全て可決すべきもの、請願は不採択とすべきもの、陳情は趣旨了承と決定した。また、会計年度任用職員制度施行に向けた準備状況について報告を受けた。

市営住宅における保証人の取扱い 新たに保証責任の上限として 家賃12カ月分を想定

建設経済

建設経済常任委員会は、12月5日に開催され、議案5件、陳情1件を審査した。その結果、議案は全て可決すべきもの、陳情は趣旨不了承と決定した。

また、①企業立地等支援施策の見直し(案)②市営住宅における保証人の取扱い(案)③藤沢市下水道事業経営戦略(案)——以上3件について報告を受けた。

本市では、市営住宅条例第13条において、市営住宅入居手続き等の中で保証人1人が必要と規定している。しかし、平成29年5月に成立した民法の一部を改正する法律により、保証人に関する規定の改正が行われた。これまでは、建物の貸借契約に係る保証人など、個人根保証契約を締結する場合、保証する額に制限がなかったが、令和2年4月1日以降は、保証人が支払いの責任を負う金額の上限となる極度額の設定が必要となった。

このほか、市民参加の拡充に向けて、より多くの方にオリンピック・パラリンピックにかかわっていただくため、大会の開催に向けた取り組みを進める中で、機会の創出に努めている。

また、事前キャンプの受け入れについて、元々9月9日に、ポルトガルパラリンピック委員会、神奈川県建設経済常任委員会は、12月5日に開催され、議案5件、陳情1件を審査した。その結果、議案は全て可決すべきもの、陳情は趣旨不了承と決定した。

また、①企業立地等支援施策の見直し(案)②市営住宅における保証人の取扱い(案)③藤沢市下水道事業経営戦略(案)——以上3件について報告を受けた。



保証人確保が難しい方の市営住宅への入居円滑化を検討する

意見書

2件を政府等へ提出

○私学助成の拡充を求め意見書(神奈川県宛)
神奈川県は、私立高等学校の教育を支える担い手としての役割を果たすべく、生活保護世帯でも年間約26万円の自己負担が必要であり、学費負担が可能な家庭でも、家計が急変すれば、たちまち学費の納入に支障をきたす状況である。よって、神奈川県に対し、令和2年度予算において私学助成を拡充するよう強く要望する。

○私学助成の拡充を求め意見書(国宛)
全国では3割を超える生徒が私立高等学校に通い、

幼児教育、大学教育においては約8割を私学教育が担っており、私立学校は公教育の場として大きな役割を果たしている。高等学校等就学支援金制度と高校生等奨学給付金により学費の公私間格差は一定程度是正されたが、私立高等学校の学費は就学支援金を差し引いても高額な負担が残る。また、居住する場所によって学費負担に大きな格差が存在しており、この格差をなくしていくためには国の就学支援金制度の拡充が必要となる。よって、政府に対し、公私の学費格差をさらに改善し、全ての子どもたちの学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の増額をされるよう強く要望する。(以上、要旨を掲載)

り、地方自治体における臨時非常勤職員についても、期末手当を支給すること等、常勤職員との均衡を図るための処遇改善を行い、適正な任用・勤務条件を確保する必要があることから、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、令和2年4月1日から施行される。具体的には、①特別職の任用の厳格化②臨時的任用の厳格化③一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化④期末手当等の支給に関する規定の整備——以上4点が2つの法律の改正点となっている。

整理については、これまでの特別職非常勤職員や臨時的任用職員等、239種類の職から、職務内容や勤務条件により、109の職に整理した。2年度の会計年度任用職員の任用数は、市民病院を除く市長部局及び行政委員会等約1450人、市民病院で約350人を予定している。

会計年度任用職員の報酬等については、現在、2年度の当初予算編成作業を進めているところだが、期末手当を支給すること等、常勤職員との均衡を図るための処遇改善を行うことにより、これまでの非常勤職員携して進めていく。